

連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約

令和 2 年 7 月 8 日

郡山市 大玉村

郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を
変更する連携協約

郡山市と大玉村が平成31年1月23日付けで締結した連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第1条 原協約第3条関係別表3(5)を次のように改める。

別表(第3条関係)

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	大玉村の役割
(5) 災害対策・ 住民の安全安 心確保	災害発生時における 相互応援の円滑化や 広域連携による地域 防災力の向上、減災 ・防災体制の強化 等、住民の暮らしの 安全安心確保に向け た各種対策に取り組 む。	大玉村と連携し て、災害対策・住 民の安全安心の確 保に主体的に取り 組む。	郡山市と連携し て、災害対策・住 民の安全安心の確 保に取り組む。

第2条 その他の条項については、原協約のとおりとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び大玉村が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年7月8日

郡山市

郡山市長

品川 萬里



大玉村

大玉村長

坪山 利一

